

# 小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例

R7.4.1 施行

## 現状・改正主旨

- 通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。（第20条第1項第4号ロ）
- 小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。（法第6条の3第1項）



石場建て  
柱と基礎を緊結  
しない  
=仕様規定に  
不適合

写真出典 (一部) 気候風土適応住宅の認定 事例集  
(一社) 環境共生住宅推進協議会

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	構造適判
一般的な 小規模木造建築物	○	-	○	-
伝統的 木造建築物等	△ (一部不適合)	○	○	○

## 改正概要

- 小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。



※1 構造設計一級建築士      ※2 専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者）